

農林漁業団体職員共済組合費補助金

【909（4,317）百万円】

対策のポイント

被用者年金制度の一環として年金給付を行う農林年金制度の円滑な運営のため、必要な経費を補助します。

<背景/課題>

昭和34年に設立された農林年金は、平成14年4月の厚生年金保険制度との統合後も、被用者年金制度の一環として、統合前に農林年金の組合員であった方を対象に特例年金を給付（職域年金相当部分（3階部分））しています。

また、平成26年10月から対象を拡大した特例年金の一時金払い制度を、平成27年度においても継続します。

政策目標

被用者年金制度の一環として年金給付を行う農林年金制度の円滑な運営を確保

<主な内容>

農林年金制度が基礎年金としての役割を担っていた国民年金制度発足以前（昭和36年4月前）の組合員期間に係る年金給付費等の一部を補助します。

補助率：19.82%、定額
事業実施主体：農林漁業団体職員共済組合

[お問い合わせ先：経営局協同組織課（03-3501-7401）]